$\overline{}$
傍線部分は改正部分)

ずれにも適合すること。	職員に周知していること。 「田の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護設けていること。 」はみ又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを	こ	、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している三(福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し職員に周知していること。	(二) 一の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護ていること。	要牛〜畐业・个蒦哉員の賃金こ関するものを含む。こを定め、「福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	遇改善加算()表第1の5の注の厚	女 E
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イの から までに掲げる基準に適合すること。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (略)		四(勻について、全ての福祉・介護職員に周知していること。こと。	、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している三(福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し職員に周知していること。	(二))の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護ていること。	要牛へ畐业・个蒦哉員の賃金に関するものを含む。こを官め、「福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(善加算()	見 丁 (傍線部分は改正部分)

八

福祉・介護職員処遇改善加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 から
までに掲げる基準に適合すること。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 定めていること。 の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等

b 護職員に周知していること。 aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介

(__) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

а 定めていること。 の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等

b 護職員に周知していること。 aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保して 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定

いること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること

費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 るものを除く。 に実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関す 平成二十年十月からイの)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した の届出の日の属する月の前月まで

(新設)

а いること。 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保して

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること

るものを除く。) 及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した 費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 に実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関す 平成二十年十月からイの の届出の日の属する月の前月まで

福祉・介護職員処遇改善加算

朩 の イの 又はに掲げる基準のいずれかに適合すること。 から までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、八

福祉・介護職員処遇改善加算

(略)

八 福祉・介護職員処遇改善加算

の イの 又 は から までに掲げる基準のいずれにも適合し、 に掲げる基準のいずれかに適合すること。

かつ、

П

二 福祉・介護職員処遇改善加算 |

(略)